

2. 手当・年金

(1) 大分市障害者福祉手当(市の制度)

身体障害者手帳または療育手帳を所持している障がい者(児)に福祉手当を支給します。

対象者	市内に住所を有する障がい者(児)		
手当月額	障害総合等級	18歳以上	18歳未満
	1、2級	1,200円	1,600円
	3、4級	800円	1,300円
	5、6級	500円	1,000円
	A1～B2	1,200円	1,600円
支払条件	<p>◎障がい者(児)本人が市民税非課税であること</p> <p>ただし以下の状態に該当する場合は支給されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等を受給しているとき ・施設入所者で、かつ公的年金等を受給しているとき 		
支給月	2月末・8月末(年2回支給)		
手続きに必要な書類等	<p>(1) 身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>(2) 障がい者(児)本人名義の預金通帳</p> <p>(3) 申請書(窓口に備え付けあり)</p> <p>(4) 所得・税額調査同意書(窓口に備え付けあり)</p> <p>(5) 個人番号(マイナンバー)の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》</p>		
受付場所	<p>市役所障害福祉課 各支所</p> <p>東部・西部保健福祉センター 各連絡所(今市除く)</p>		

《お問い合わせ》障害福祉課